

説林

清代に於ける錢鋪・錢莊の發達に就いて

加藤繁

支那の銀行業も兩換業から起り、兩換業は先づ金銀商店に依つて行はれたやうである。宋代には金銀鋪若しくは銀鋪と呼ばれる商店があつた。この商店は金銀器飾並に金銀地金を賣買したが、金銀特に銀地金の賣買は、銀の貨幣としての使用が發達した南宋時代では、兩換に近いものであつたやうである。これ等のことは前年既に發表したから、今は多くは云はない。この外、南宋末期には兌房又は兌便之鋪と呼ばれるものがあつた。これは明かに兩換商で、錢・銀・會子の賣買兌換を行つたやうである。降つて明代にも、金鋪・銀鋪といふものが存した。金鋪は主として金細工を行ふもので、打金鋪又は金店とも呼ばれた。銀鋪は打銀鋪と傾銷銀鋪との二つに分れ、打銀鋪は銀細工を行ふもの、傾銷銀鋪は銀塊（主と

して元寶）を鑄造するものであつた。これは明末開封の繁華を追録した如夢錄に依つて窺ひ知ることが出来る。明代には又た錢鋪といふものがあつた。これは銀と錢との兩換を取扱ふもので、兌房の後身と見てよからうと思はれる。

清代になると、貴金屬商及び貨幣商は様々の名稱を以つて現れて居る。その主なるものは次の如くである。

金鋪・金店（明の金鋪金店の繼續ならん）

銀鋪・銀樓（明の打銀鋪の後身ならん）

銀鋪・銀號・銀局・銀爐・爐坊（明の傾銷銀鋪の後身ならん）
錢鋪・錢莊・錢店・錢局・錢號（明の錢鋪の後身ならん）
票號・公估局（清代半過ぎ以後に發生したもの）

此等の中、清代に於いて、盛に銀行業を營んだのは錢莊・銀號及び匯兌莊であつた。匯兌莊は嘉慶・道光の交に送金爲換を扱ふ爲めに起つたもので、その歴史は比較的新しい。銀號は明の傾銷銀鋪の後身で、初には専ら銀塊の鑄造を掌つたやうである。最初から兩換商として立ち、銀行業を營んだのも比較的早かつたと思はれるのは錢鋪・錢莊の類であつたや

うで、近代銀行業發達の歴史を考へるには、先づ錢鋪・錢莊の檢討から始めるのが適當と考へられる。知らず、錢鋪・錢莊が銀行業を取扱ふやうになつたのは、——委しく云へば、預金貸附を扱ひ、銀行券的な種々の手形を發行するやうになつたのはいつ頃からであつたらうか。

因みにいふ、錢鋪の語は、法制上には殆ど清一代を通じて行はれた。民間でも、初は一般に用ひられたが、蘇・浙・福建方面に於いては、乾隆の頃から錢莊の語が起り、後専らこれを用ひた。直隸・山東方面では、清末、この種の商店の大なるものには銀號の名を用ひ、小なるものは錢鋪と稱へた。私がこゝに錢鋪・錢莊といふのは、國初、官民ともに錢鋪と呼んだ、兩換商から發達したところの通貨商人を指すのである。

便宜上、先づ道光以後に於ける錢鋪・錢莊の職能を檢討して見よう。大清律例、賊盜律、詐僞官私取財律の條例の中に
 一、京城錢鋪。無論新開舊設。均令五家聯名互保。報明地
 方官存案。如有將兌換現銀票存該鋪錢文侵蝕。並有人寄
 存銀兩。或記借放人銀兩。積聚益多。遂萌姦計。藏匿現

銀。閉門逃走者。立將鋪戶拘拏押追。勒限兩月。能將侵蝕藏匿銀錢。全數開發完竣者。免罪釋放。云云。道光五年鑄と見えて居る。「兌換現銀票存該鋪錢文」とは、現銀を錢に預換せんことを要求せられ錢の代りに錢票を發行し、錢を預かつて居る形式に擬することを謂ふのであらう。寄存銀兩はいふまでもなく銀を預けること、記借放銀兩は預けられた銀兩を、記帳した上、他人に貸附けることであらう。この條例に依つていくつかの重要事實が窺ひ知られるが、こゝでは、錢鋪が、道光の初期に於いて、兩換の一手段として錢票を發行したことを指摘するに止めよう。賀長齡の耐庵奏議四に收められた「覆奏錢票有利無弊摺」には、

錢之有票。猶銀之有票。蓋以運實於虛。方能流轉無滯。而虛不廢實。仍有現錢可資。非如楮幣之即以紙爲錢。不能課實也。原奏謂。輾轉摩兌。並無現錢。臣以爲非無錢也。蓋交易之時。不必有用錢之事。遂以票兌換而去耳。とある。原奏とは、道光十八年、四川總督寶興が銀貴く錢賤しきの原因を、錢鋪が錢票を輾轉摩兌するに在りと爲し、錢

票の發行を禁ぜんことを謂うたのを指し、賀長齡は、これに對し、右の奏摺を上つ。ことを力説したのである。

さうして「以票兌換而去」とあるのは、兩換に際して現錢を用ひず、錢票と交換するに止まることを述べたので、これまた兩換に錢票の使用されたことを示す一資料である。道光二十六年の序ある、許楣の鈔幣論の鈔利條論第六には、

兄権曰。錢票有輾轉相授不取錢者。銀票雖存本取息。亦須歲易其票。云々。

とあつて、銀票には利息が附せられ、錢票にはさうでないことが示されて居る。錢票に利息が附せられないのは、錢票發行の際、錢鋪・錢莊は銀を受け入れるけれども、それは本來預金でなく、兩換の爲めであるからであらう。鮑康の大錢圖錄の終に附載せられた與閻丹初論鈔書には、

(上略)錢票有鋪取錢。實與見錢無異。此解之錢票。擇至別解則不行。亦不能取見錢之故。とあつて、錢票はそれを發行した錢鋪に就いて要求すれば直に見錢に引換へられたこと、並に錢票の流通範囲は引換の容易に行はれ得る一縣内に限られたことを述べて居る。この書

は咸豐四年に認められたものであるが、かやうな情形は道光の頃から存して居たと見て妨げないであらう。

次に、前に掲げたやうに、詐偽取財律の道光五年の條例に「並有人寄存銀兩。云々。」とある。これに依つて、當時、錢鋪が人の銀を預つたことが知られる。許楣の鈔幣論の鈔利條論第五には、

錢莊取富戶什百千萬之銀。而其終悉化爲紙。則爲虧空。

國家取百姓百千億萬之銀。而始即化爲紙。獨非虧空耶。且今天下錢莊。固不皆虧空也。行鈔然後虧空者衆矣。民間聞鈔法將行。惟恐錢票化爲廢紙。必爭就錢莊取錢。旬日之間。遠近屬至。錢莊之大者。猶可挹注。其小者猝不能應。不虧空何待。然則迫錢莊之虧空者鈔也。

とある。これは政府が鈔即ち紙幣を發行し、民間の錢銀票を禁止すれば、錢莊は預金の取附に遭ひ、その小なるものは悉く破産すべきことを論じたものであるが、これに依つて、錢莊が富戶から巨額の銀を預かりつゝあつたことが明かにせられる。同書の行鈔條論第一にも、

兄種略曰。若尋常存母取子之銀。則富戶存於錢莊。錢莊

亦分存於各鋪戶。

とあつて、富戶の銀が錢莊に寄存されたことを述べて居る。さうして此の場合、預かり證に代へて銀票が發行されたことは、同書「鈔利條論第六」に、既に掲げた如く、「銀票雖存本取息。亦須歲易其票。」とあるに依つて窺ひ知ることが出来る。

道光五年續纂の詐偽取財律條例には、「或記借放人銀兩」とあることは前に述べた如くで、これに依つて錢鋪が他人の銀を預かると共に一面それを他に貸出して利殖を圖つたことが窺はれる（上に掲げた行鈔條論第一の文中に「錢莊亦分存於各鋪戶」とあるのも、錢莊が富戶から預かつた銀を更に商人に貸附けることを指すのであらう）。曾國荃が光緒十年に上つた請復淮北鹽綱舊規疏には、淮北鹽商の情偽を述べて、

商本半由錢莊通挪。近因南路銀源枯窘。索取甚迫。各版無可如何。暗跌爭售。在所不免。云云。

と云ひ、鹽商の資本が半は江蘇南路の錢莊に仰がれたことを示して居るが、錢莊が鹽商其他の商人に資金を貸附けること

は、恐らく道光の頃から既に行はれつゝあつたであらう。銀票は、清末から民國へかけて、預金の證書即ち預かり手形としての外、貸出の爲めにも發行された。道光の頃から既にさやうで、包世臣が道光十四年王亮生に答へた書に

行鈔則主於攢兼并豪強及錢莊。虛票之權以歸之上。而其利則官與民各得其半。

とあるの虛票も、貸出の爲めに發行された無準備の銀票をして指すのではないかと思はれるが、明瞭を缺ぐ。上海市の邑廟內園の舊錢業公所内の二石碑には、上海知縣會の道光二十一年の示文が刻せられて居るが、それは次の如くである。

欽加州銜江蘇松江府上海縣正堂會爲環求諭示勒石事。據監生徐渭仁。職員黃必振咸椿葉永臨監生陳鑑李照稟。稱生等在治錢莊生意。或買賣荳麥花布。皆憑銀票往來。或到期轉換。或收割銀錢。庄夥偶有遺失。當卽知會。票根寫貼招紙。懸格酬謝。往往爲人拾取拗出。好事之徒。強爲頂認。致成訟端。今議遺失票銀千兩。有人拾取送還。

酬謝銀十兩。視票銀多少增減環求諭示勒石等情。到縣。據此。合行示諭。爲此示仰閩邑軍民人等知悉。嗣後如有拾取庄號往來銀票。卽行送還。聽憑照議酬謝。毋許爭多論少。致起訟端。倘敢故違。許卽稟縣。以憑飭提拾票之人。從嚴懲治。決不寬貸。各宜稟遵毋違。特示。

道光貳拾壹年閏參月廿二日示

「憑銀票往來」とは銀票に依つて取引するの意、「或到期轉換。或收劃銀錢」とは指定された期限に至つて或は自ら現金を支拂ひ或は支拂の責任を他店に轉換するを謂ふのである。この示文は遺失された銀票を拾取したものに対する酬謝の率を定めたものであるが、これに依つて當時上海に於いて錢莊が盛に銀票を發行し、大豆・小麥・棉花・棉布の賣買には専ら銀票の用ひられたことが知られる。さうしてその中に預り手形の存することは疑を納れないが、貸出しの爲めの銀票をも含むかどうかは詳でない。

次に鈔幣論の鈔利條論第六に、

兄撫曰。_中若會票則交銀于彼。從無空票。

清代に於ける錢鋪錢莊の發達に就いて

加藤

と云ひ、錢票銀票の外に會票の存したこととを示し、その性質を説明して居る。會票は、清末以來主として匯票と書かれ、送金爲換であつて、それに二つの場合があつた。一つは甲乙兩地に財を分ち藏して居る人に對し、甲地に於いて錢銀を付託し、乙地に至つてその交付を受けることとで、康熙十年に卒した陸世儀の論錢幣の文に、

今人家多有移重貲至京師者。以道路不便。委錢於京師富商之家取票。至京師取值。謂之會票。此卽飛錢之遺意。とあるのは、この場合である。今一つは錢銀を輸せんとするの地に債權を有する人に對して財を提供し、與へられた證書を携へて目的地に至り、債務者から錢銀を受取ることとで、その證書は即ち爲換手形に外ならぬ。新しい文献ではあるが、楊蔭溥の上海金融組織概要に、

匯票。凡立票人。令付款人。於即期或一定日期。交付款項於收款人者。謂之匯票。各埠匯銀時用之。

とあるのは此の場合に當るので、かういふ方法は宋代に既に行はれた痕跡があり、道光の頃にも勿論行はれつゝあつたこ

と、察せられる。尙ほ許楣の鈔利條論第五には、

議者曰。民間多用錢票會票。每遇錢莊歇閉。全歸無用。とあり、造鈔條論第三には、

議者曰。今之會票有至累千金者。云々。

論曰。千金之票。欲金^{○銀}而得金。云々。

とあり、行鈔條論第一には、

會票皆銀也。其數盈千累萬。禁票而行鈔^{○政府に於いて紙幣を發行し民間の銀票を禁}。

止する則錢莊收存豪商大賈之銀。皆不復還銀而直還鈔。^{をいふ}これを熟讀すれば、この頃會票は必しも銀に引換へられず。其儘商人の間に輻轉授受される場合の少くなかつたことが窺ひ知られる。

右に述べたところに依れば、道光中錢鋪・錢莊は兩換を行ひ、その際錢に代へて錢票を發行し、又た銀を預かり、銀を貨附け、銀票及び會票を發行し、その錢票・銀票並に會票は一定の條件に依つて錢銀に引換へられることゝ爲つて居たけれども、必しもさうせられず、そのまゝ市場に輻轉流通したことが知られるのである。これは明かに銀行業である。従つ

て、道光中、錢鋪・錢莊は既に銀行の性質を取得しつゝあつたとしなければならぬ。然らば嘉慶中はどうであつたらうか。

上段の考察に用ひた資料の内、道光四年の條例に記されたところ

は京城の事實であり、曾國荃の上奏に見えたところは江蘇省の事實であることがそれゞゝ明白されて居る。上海知縣の示文が上海

の事實であることはいふまでもない。許楣の鈔弊論には何處といふことはいつてないが、彼は浙江省海昌縣の人であつたから、そ

の述べたところも恐らく江蘇・浙江一帶の事情であらう。されば

これに依つて考へたところは、精密に云へば、北京並に蘇浙一帶に於ける錢鋪錢莊の職能であるが、これ等以外に於いても經濟活動の盛な地方にかなり廣く現れつゝあつたところと見て差支無からう。賀長齡の「覆奏錢票有利無弊摺」は、彼が貴州巡撫であつた時上奏したものであるけれども、それに述べられたのは必しも貴州の事情でなく、南北の通邑大都に見られる、當時の支那を代表する貨幣信用の情形に外ならなかつたであらう。

仁宗實錄(卷二)嘉慶十四年七月丁卯の上諭に、

諭内閣。前日給事中花杰參奏戴衢亨各款。業經逐一詳查。毫無影響。該給事中亦自認冒昧。本日復據祿康奏。

查詢德泰錢鋪中朱姓。據稱伊鋪與戴衛亨家交易數十餘年。現在尚欠伊鋪內銀六百五十兩。又查明興源等五處當鋪。查對帳簿。各鋪皆係查有折所開。查有折用銀之時。均由當鋪送與查有折家使用。該當鋪從無出過銀票之事。是戴衛亨家自與錢鋪易錢。與查有折何涉。查有折自向伊家當鋪取銀。又與戴衛亨何涉。全係捕風捉影空談。豈能科以交結行賄實罪。且戴衛亨家現在尚欠錢鋪銀兩。可見花杰所奏。全係虛誕。不辨自明。現在將此摺給花杰閱看。伊更無可置喙。云云。

とあつて、給事中花杰が内閣督辦大學士兼戸部尙書戴衛亨を彈劾したけれども、調査の結果捉影捕風の空談に過ぎなかつたことが示されて居る。花杰が戴衛亨に如何なる非行ありとしたか詳でないが、右上諭の文に依つて揣摩すれば、徳泰錢鋪に資金を貸附け、又興源等五處の當鋪を援助し、銀票をも發行せしめ、私利を圖つたといふにあるらしく、それ故に上諭には彼が却つて徳泰錢鋪から銀六百五十兩を借りつゝあること、五處の當鋪は査有折の開くところで彼と關係無く、銀

票を發行した事實も無いことが力説されて居るやうに見える。しかしこれは想像に過ぎないから、これに就て深く考へることは避けるが、戴衛亨が徳泰錢鋪と多年取引を行ひ、現に數百兩の銀を借りつゝあつたことは、右上諭の文に依て十分に認められるのである。さうして徳泰錢鋪が銀を貸附けたのは戴一人でなく、他に幾口もあつたらうし、又たかく貸付を行ふ以上、一方に於いて預金をも取扱つたに相違あるまじく、「伊鋪與戴衛亨家交易數十餘年」といふのも、戴衛亨の家が徳泰錢鋪に對して或は銀を借り或は銀を預けたことを謂ふのであらう。尙ほ實錄卷二嘉慶十五年二月壬辰の上諭には、(上略)又給事中何學林請禁奸商一摺。據稱京城錢鋪。與錢市通同一氣。兌換錢文。每千多有短少。往往換錢之人。向爭不理。並有狡猾鋪戶。多出錢票。陡然關鋪逃匿。致民人多受欺騙等語。云云。

兩換の外、預金貸出を取扱ひ、錢票、又た恐らくは銀票をも

發行したこと、察せられ、その預金貸出を行つたことは嘉慶十四年七月の上諭に依つて略ば明瞭である。さうして預金貸出を行つた以上、錢鋪は既に銀行と爲つて居たとして差支無いであらう。何となれば、銀行の特質は預り且つ貸すことにあるからである。

然らば、その前、乾隆時代にはどうであつたであらうか。乾隆の初期、北京民間で錢が拂底し錢價が騰貴したので、九年十月、内閣大學士鄂爾泰等は八箇條の對策を具奏した。それは高宗實錄(卷二)に見えて居るが、八箇條の中で錢鋪に最も關係の多いのは第五條で、次の如くである。

一。錢市經紀宜歸併一處。官爲稽查。以杜擾價。查錢市向設經紀十二名。各鋪戶有高擡錢價者。責成經紀。嚴諭平減。不許壟斷。但該經紀等。散居各處。早晚時價。難歸畫一。向無專員約束。或與錢鋪通同勒索。查正陽門外。爲商賈雲集之地。應令經紀等。聚集一處。每日上市。招集買賣鋪戶商人。遵照官定市價。公平交易。以杜

私買私賣之弊。

文中に「各鋪戶有高擡錢價」とあるの鋪戶は錢鋪を指す。錢價を高擡すとは錢銀の兩換に當つて錢の價を高くし銀の價を賤しくすること。經紀は牙人で、この場合では錢の賣買を仲介する錢牙を指す。錢鋪と通同して勒索すとは、經紀が錢鋪と相謀つて過高の錢價を要求するをいふ。從來、錢鋪間に於ける錢の買賣を仲介する爲めに經紀が設けられて居たけれども、錢鋪の代表者を一箇處に集めて市を開くには至らなかつたが、こゝに至つて正陽門外に錢市を設け、毎日市を開き、經紀仲介の下に錢銀の賣買を行はしめるやうに建議されたのである。この文に於いて錢鋪は専ら錢銀の兩換を掌るものとして扱はれて居る。さうして其の錢價を高擡するのを防ぐことが高調されて居るだけで、錢票發行のことには觸れられて居ない。錢票の取扱如何は錢の流通と淺からぬ關係があるので、既に引用した如く、嘉慶十五年の上諭に引かれた給事中何學林の摺には、京城錢鋪の弊害として多く錢票を出して闊鋪逃匿するものゝあることを指摘し、道光十八年の四川總督

寶興の上奏には、その當否は姑く措き、錢票の廢免を以つて銀貴く錢賤しきの一因に擬したのである。大學士鄂爾泰等の上奏は錢價昂貴の救濟を目的としたものであるから、若し當時京城の錢鋪に依つて錢票が發行されて居たならば、それも兩換及び錢價との關係にも當然論及さるべきであらう。然るにその事が無いのは、此の頃兩換に錢票を用ひることがまだ起り出でなかつた爲めとして大過あるまい。さうして錢票すら發行されて居ないならば、人の銀を預つて銀票を發行するやうなことも行はれなかつたとして殆ど誤無からう。さて大學士鄂爾泰等の奏議は採擇施行され、かなり效果が挙がつたので、詔してこれを各省督撫に開示し、地方の事情に照して彷行すべきや否やを體察せしめた。さうして督撫等は、調査の上、次年相前後して答申したので、それが高宗實錄卷二乾隆十年正月辛巳の條、同四三六月の條、同五十一十月の條に掲げられて居る。これに依れば、廣西には専門の錢鋪が無く、鹽米雜貨各店が兼ねて錢銀の兩換を行ふだけであつたけれども、他省には大抵錢鋪又は錢莊の設けがあつたこと、但し陝

西・甘肅・四川等では特に小資本を以つて細々と營業するに過ぎなかつたこと、錢市及び錢牙は各省ともこれまで設けられて居らず、現在も設ける必要無しとせられたことが知られる。さうして此等各督撫の答申に於いて、錢鋪・錢莊は單に兩換の機關として扱はれるだけで、錢票や銀票を發行するといふやうなことは全く見えないのである。顧ふに當時各省の錢鋪・錢莊は銀と錢との兌換を専らとしたこと、京城のそれと同様であつたであらう。従つて乾隆九・十年頃までは、京師各省のいづれを問はず、錢鋪・錢莊は猶ほ銀行業者の列に入るを得なかつたとしてよからう。

前に述べた如く、嘉慶十四・五年の頃、京城の錢鋪は銀行的の業務を營みつゝあつたのである。さうして乾隆九・十年の頃にはまださやうな業務を執るに至らなかつたとすれば、京城の錢鋪、大きく云へば支那の錢鋪・錢莊が銀行業を營むやうになつたのは、乾隆九・十年より嘉慶十四五年に至る期間に於いてのこと、しなければならぬ。この時代の史料は多い。實錄だけでも一千五百卷の夥しきを算へる。私は勿論此等を

遍く涉獵したわけではない。實錄は大半検索したが、まだ全部には及んで居ない。私の現在持つて居る資料には、錢鋪・錢莊が右期間のいつ頃銀行化したかを明かにするものはない。錢鋪・錢莊が、乾隆嘉慶の交、銀行化したとすれば、それは何に因るのであらうか。それには様々の事情が考へられるが、要するに國內の平和がうち續き、商業の發達したことがその主因であらう。商業發達の結果、いはゆる輕齎の必要が増加し、制錢に易ふるに錢票を以つてすることが行はれ、同時に餘財を錢鋪・錢莊に託して利殖を圖ること、又た錢鋪・錢莊の援助に依つて資本の不足を補ふことが起り、錢鋪・錢莊は次第に商業銀行的性質を帯びるに至つたのであらう。さうして道光中、鴉片の輸入が激増して銀が夥しく流出するに及んで、此の傾向は拍車をかけられたやうである。此等のことは更に考察を重ね、他日改めて詳論したいと思ふ。

西紀一九〇五年に上海で出版されたエドキンス氏の「支那に於ける銀行と物價」は此の問題に關する殆ど最初の著書で、西人に依つて屢引用されるが、資料猥雑にして臆測が多く、その宋代に銀行業が成立して居たやうに論じて居るもの勿論承認しがたい。一九一五年にやはり上海で發行されたワーベル氏の「支那の通貨と銀行業」も銀行の歴史に就いては大體エドキンス氏に従つて居るやうである。民國十八年、現代書局から發行された「生意經」中の錢業略史には「自洋商來滬互市以後、貿易逐漸興旺、而金融機關、尙付闕如。於是洋商設行銀行。華人倣其大略。組織錢莊一業。」と云ひ、錢莊を以つて歐人の銀行に模倣して作つたものとして居るが、いふまでもなく誤りで、支那に於ける歐人銀行の中で最も古い麥加利銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）も一八五三年（咸豐三年）に設立され、滙豐銀行は一八八一年（光緒七年）に設けられ、上海の錢莊が銀行業を營み始めた年代よりも遙に後に設立されたものである。要するに、支那に於ける銀行業の歴史に就いては、信すべき研究はないといつてよいやうである。本論文も完成されて居ないが、假りにまとめて研究の整理に資し、併せて博雅の指正を請ふ次第である。